

平28福個答申第12号
平成29年1月16日

福岡市教育委員会 様
(指導部生徒指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する
審査請求について (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年7月8日付け教指指第337-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第99号

「『長期欠席児童・生徒調査 ○～○月』中の表A・表B・表Cの記載」の訂正拒否決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

『長期欠席児童・生徒調査 ○～○月』中の表A・表B・表Cの記載（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年5月14日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成27年4月9日、審査請求人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「平成○年○月○日付教指指第874－1号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された「平成○年度長期欠席児童・生徒調査○月・○月・○月」中の

- ・ 〈表A〉：「その他女子1」を「不登校」女子の欄へ訂正
- ・ 〈表B〉：記載部分を全削除
- ・ 〈表C〉：〈表A〉の「その他」から「不登校」へ訂正したことによる新たな記載

○○○○○学校は、平成○年○月○日付で平成○年○月○日～平成○年○月○日まで、「不登校」の理由で給食を強制（保護者への告知無し）停止しているため。

（この件に係る「不登校」の訂正が実施されたのは、平成○年○月○日であり、平成○年○月～○月の期間において、学校側の長期欠席に係る見解は「不登校」である。）」

- ② 平成27年5月14日、実施機関は、本生徒の欠席理由は、文部科学省の定義による「不登校」に該当しないことを理由として、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 平成27年6月8日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 平成〇年〇～〇月の期間において、学校側の「不登校」の事由で「給食停止」の決裁を行っていたため。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年11月16日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 〇〇〇〇〇学校は、審査請求人が平成〇年〇月〇日の三者面談終了時に子を今後学校に通わせないと宣言したことからも、子の欠席理由は「不登校」には当たらないと判断している。
- ② また、審査請求人から平成〇年〇月〇日付けで健康教育課へ「平成〇年〇月〇日時点で『不登校』の事実はなく、その要件も満たしていないため」に不登校という記載についての訂正請求があり、実施機関において請求のとおり「不登校」という記載の訂正決定を行っていることから、実施機関の訂正拒否決定は妥当と考える。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 本件個人情報は、実施機関が保有する「『平成〇年度 長期欠席児童・生徒調査 〇月～〇月』中の表A・表B・表Cの記載」である。
- ② 実施機関は、審査請求人の子の欠席理由は、文部科学省の定義による「不登校」に該当しないことを理由に、本件処分を行っているため、当審議会では、本件個人情報の訂正の要否について検討する。
- ③ 文部科学省が「長期欠席児童・生徒調査」において定義する「不登校児童・生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものである。
また、「その他児童・生徒」とは、「不登校」等のいずれにも該当しない理由により長期欠席したものである。
- ④ 審査請求人は、審査請求人の子の欠席理由について、実施機関が「不登校」に当たるものと取り扱っていることから、これに合致するように本件個人情報を訂正することを求めている。

しかしながら、実施機関は審査請求人の子の欠席理由は「不登校」ではなく、「その他」に該当すると判断しており、本件個人情報の内容が事実ではないとは

いけない。

⑤ よって、本件個人情報の訂正の理由があるとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年7月8日	実施機関から諮問
平成27年8月27日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年2月29日	審査請求人から反論意見書受理
平成28年10月26日（第174回審査請求部会）	審議
平成28年11月16日（第175回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年12月21日（第176回審査請求部会）	審議